

後期高齢保険料の決定通知書を送付

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6529)

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に加入者へ送付します

平成29年所得を基に計算
後期高齢者医療保険料は、国民健康保険税が世帯ごとに計算されるのとは異なり、加入者ごとに計算され、加入者一人一人に納めていただきます。

平成30年度の保険料は、平成29年中の所得を基に算定し、加入者全員が負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で決まります。

「均等割額」には、世帯主と世帯内の加入者全員の所得に応じて軽減措置がありますが、市・県民税や所得税の申告をしていないと軽減が正しく受けられない場合があります。

納付方法は通知書に記載
保険料の納め方には、年金から天引きする「特別徴収」と、納入通知書または口座振替で納める



「普通徴収」があります。昨年度は「特別徴収」でも、本年度は「普通徴収」になったり、年度途中で「普通徴収」に切り替わる場合がありますので、届いた通知書でご確認ください。

ゆうちょ銀行・郵便局で支払えます
本年度の納付書から、東北6県のゆうちょ銀行・郵便局でも使用できるようになりました。ただし、納期限が過ぎていないものに限られます。納期限までに納付されるようお願いいたします。

医療費が高い、そんな時は国保へ

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

国民健康保険の加入者が限度額適用認定証(以下「認定証」)交付の申請をし、医療機関の窓口で提示することで、一つの医療機関の窓口で支払いをする同じ月内の医療費が自己負担限度額(※)までになります。入院時など医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ保険年金課で申請してください。

なお、認定証の交付を受けなかった場合や複数の医療機関への支払いなどで限度額を超えた場合も、申請により高額療養費として払い戻しを受けられます。詳しくは保険年金課へ相談ください。
※自己負担限度額は、年齢や世帯の所得によって変わります。

認定証の手続きに必要なもの
① 認定証が必要な人の保険証
② 印鑑
③ 申請者の身分証明書
④ 世帯主と対象者のマイナンバーが確認できるもの

の
⑤ 委任状(別世帯の人が申請する場合)
⑥ 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、領収書など入院日数を確認できる書類
認定証の更新は8月1日から

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な場合は、8月1日以降に改めて窓口で申請してください。
認定証の適用は申請月の1日からになります。
新しい高齢受給者証を送付します

70歳〜74歳の人に7月下旬、高齢受給者証を世帯主宛てで郵送します。高齢受給者証は医療機関にかかると、保険証と一緒に提示する必要があります。交付済みの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。有効期限後は、新しい高齢受給者証をお使いください。